

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

(1) 日 時 令和7年7月1日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時18分

(2) 場 所 サンビームやない視聴覚室

2 出席委員

教 育 長	西元 良治
教育委員	厚坊 俊己
教育委員	瀬山真紀子
教育委員	綿貫 良子
教育委員	西岡 琴美

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

教育部長	室田 和範
教育総務課 課長	檜垣 彰宏
学校教育課 課長	大田 恵也
生涯学習・スポーツ推進課 課長	西本 龍
文化財室 室長	大岡 弘明
柳井図書館・大畠図書館 館長	小柳 五寛
学校給食センター 所長	西本 佳孝
教育総務課 主査（書記）	日下 潤子

5 傍聽者

なし

6 會議日程

(1) 議案

- | | |
|---------|----------------------------|
| ①議案第17号 | 柳井市立学校給食センターの運営に関する諮問について |
| ②報告第11号 | 柳井市教育支援委員会委員の委嘱について |
| ③報告第12号 | 柳井市学校運営協議会委員の委嘱について |
| ④報告第13号 | 柳井市公民館運営審議会委員の委嘱について |
| ⑤報告第14号 | 柳井市公民館運営審議会委員の委嘱について |
| ⑥報告第15号 | 柳井市地区スポーツ推進員の委嘱について |
| ⑦人議第7号 | 柳井市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について |

(2) その他

7 議事の大要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言の後、新任の西岡琴美委員の紹介があり、西岡委員から挨拶があった。続いて、教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、6月30日付けで教育長に任命されたとの報告があった。

(午後1時30分 開会)

(2) 会議録署名委員指名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、綿貫委員、西岡委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第17号 柳井市立学校給食センターの運営に関する諮問について

教育長は事務局に説明を求め、西本所長から、柳井市立学校給食センター条例施行規則に基づく給食費の額の改定について、下記のとおり説明があった。

- ・現行の給食費は、平成31年4月に改訂されたもので、1食あたり小学校260円、中学校310円となっており、昨今の物価高騰に伴う給食用食材の価格上昇により、学校給食会計の運営は非常に厳しい状況となっていることから、令和4年度以降、市から物価高騰分を補うための「学校給食会運営費補助金」を受けて運営している。

- ・今年度については、栄養バランスのとれた安心でおいしい給食を提供するため、1食あたり物価高騰分41円を加算した金額をもとに給食の献立を作成していることから、実情にあわせて給食費の額の改定をお願いするものである。

- ・本市では、人口定住促進及び子育て支援施策の一環として、令和5年度から中学校生徒の給食費の無償化を実施しているところ、子育て環境の一層の充実を図るため、本年度2学期から小学校児童についても給食費の無償化を実施することとした。

- ・本年度2学期から小中学校児童生徒の給食費については全額無料となり、保護者の負担はなく、教職員等に負担いただく給食費の値上げとなる。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②報告第11号 柳井市教育支援委員会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、大田課長から、柳井市教育支援委員会規則によって委嘱していた委員が本年6月30日をもって任期が満了となったことから、人選を行った上で、21名を委嘱することとした。教育支援委員会では、柳井市立小中学校に就学する児童生徒のうち、特別な支援の必要があると思われる者の適切な教育的措置について審議するもので、任期は令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間であるとの説

明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

厚坊委員：教育支援委員会委員が学校中心であるため、任期について、人事異動が行われる４月１日に合わせて、４月１日から２年後の３月３１日までとして規則を変更することはできないか、提案をしたい。

大田課長：いただいた御意見を協議の上、可能であればそのような方向としたい。

その他質疑等なし。

③報告第１２号 柳井市学校運営協議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、大田課長から、柳井市学校運営協議会規則によって柳井市学校運営協議会委員として変更のあった１名を委嘱した。本委員の任期は、前任者の残任期間である令和７年６月１６日から令和８年３月３１日となるとの説明があった。

質疑等なし。

④報告第１３号 柳井市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、西本課長から、柳井市公民館条例の規定によって柳井市公民館運営審議会委員として変更のあった１名を委嘱した。本委員は、中央公民館長の推薦により人選を行い、その職務は中央公民館長の諮問に応じ、中央公民館における事業実施について調査・審議を行う。任期は、令和７年６月１６日から令和８年５月３１日までとの説明があった。

質疑等なし。

⑤報告第１４号 柳井市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、西本課長から、柳井市公民館条例の規定によって柳井市公民館運営審議会委員として変更のあった１名を委嘱した。本委員は、大畠公民館長の推薦により人選を行い、その職務は大畠公民館長の諮問に応じ、大畠公民館における事業実施について調査・審議を行う。任期は、令和７年６月１日から令和８年５月３１日までとの説明があった。

質疑等なし。

⑥報告第１５号 柳井市地区スポーツ推進員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、西本課長から、柳井市地区スポーツ推進員要綱の規定によって本推進員１名を委嘱した。本推進員は、伊陸公民館長の推薦により人選を行い、その職務は教育委員会が行う社会体育事業への協力・推進、伊陸地区におけるスポーツ・レクリエーショングループの育成、活動の推進、振興に関すること等を行う。任期は、令和７年７月１

日から令和8年3月31日までとの説明があった。

質疑等なし。

⑦人議第7号 柳井市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、大田課長から、柳井市立学校給食センター条例施行規則によって審議会委員を委嘱し、柳井市教育委員会の諮問に応じ給食センターの運営について調査、審議し、意見を具申する。審議会委員は14人以内で、任期は令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間との説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後1時45分 協議会)

(午後2時17分 再開)

(5) 閉会

教育長から、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後2時18分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西元良治

署名委員 綿貫良子

署名委員 西岡琴美

調整者 檜垣彰宏